令和８年度第2回特定調達品目検討会　委員意見要旨

日時：令和8年10月21日（水）　15時30分～17時30分

出席委員：梅田委員、奥委員、小根山委員、加用委員、醍醐委員、根村委員、畑野委員、平尾委員（座長）、藤井委員、藤崎委員、藤田委員　　（五十音順）

欠席委員：鶴田委員

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
1	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－1	基本方針前文	配慮事項について、将来的に判断基準へ適用することを期待する事項であると明記した点は望ましい。グリーン購入法の特徴は、市場形成の初期段階にある取組を後押しする点にあり、将来を見据えて市場が立ち上がる素地を作り、民間のトランスフォーメーションを進めるため、将来を見据えた「レール」をあらかじめ示しておくことが重要である。	基準値1から基準値2への移行も見据えながら制度設計を行っている。配慮事項は市場形成や技術普及を促進するための仕組みとして位置づけている。今後も将来的な基準化を視野に入れながら運用していきたい。
2	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－1	基本方針前文	基準値1は市場形成の拡大につながる意義がある一方、基準値1適合製品が十分に流通し、調達可能な状況にあるかについても配慮が必要である。基準値2から基準値1への移行に当たっては、市場の実態を踏まえた対応を検討すべきである。	基準値1製品の普及状況については重要な視点であると認識している。市場における流通状況や調達実績も確認しながら検討を進めたい。今後の基準見直しや市場形成施策に反映していく考えである。
3	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－2	クリアランス金属	クリアランス金属の追加は唐突な印象を受ける。オフィス家具やベンチとの関係が分かりにくく、対象製品とのつながりを整理して示すべきである。制度の目的や位置づけをより丁寧に説明する必要がある。	クリアランス金属については十分な利用拡大に至っていない状況である。そのため配慮事項として位置づけることで利用促進の方向性を示したいと考えている。今後の活用状況も踏まえながら制度運用を行っていく。
4	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－2	クリアランス金属	配慮事項において「非鉄金属を除く」との表現は誤解を招く可能性がある。非鉄金属の利用を否定しているようにも受け取られかねない。より分かりやすい表現への見直しを検討すべきである。	ご指摘の表現については誤解を招く可能性があると認識している。経済産業省とも相談しながら適切な表現を検討したい。利用実態を踏まえつつ分かりやすい記載となるよう見直しを行う。
5	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－2	クリアランス金属	GXスチールとクリアランス金属は異なる概念であり、現在の記載では両者の関係が分かりにくい。	GXスチールとクリアランス金属については、異なる概念であるものの、現行の記載では分かりにくいとの指摘はそのとおりであると認識している。紙面上で説明できる内容には限りがあるが、制度の趣旨が伝わるよう整理する必要がある。経済産業省とも相談しながら、用語や記載方法について検討したい。
6	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－2	共通の配慮事項	一般的には配慮事項は基準値を満たした上で追加的に考慮される事項として理解される。そのため、現在の書きぶりでは基準値を満たさずに配慮事項だけが独立して存在するようにも読める。制度の構造が正しく伝わるよう、配慮事項の位置づけを再整理すべきである。	今回の整理では、基準値1を満たす事項と、基準値1を満たさない場合でも配慮を求める事項の両方を含む構成としている。一方で、その考え方が十分に伝わっていない可能性もあると認識している。制度の趣旨が分かりやすく伝わるよう記載方法を検討したい。
7	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－2	ジェット燃料	ICAO基準を採用すること自体には賛成である。廃食用油や農業残渣、木質廃棄物は既にマテリアル利用が進んでおり、SAF利用との競合が発生する可能性がある.マテリアル利用とエネルギー利用の関係や、資源循環の観点からの整理も必要になるのではないか。	ご指摘のような資源利用の競合については認識している。現時点では国際的な基準に基づき制度設計を行っているが、今後の状況変化にも留意していく。引き続き動向を注視しながら必要な対応を検討する。
8	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－2	公共工事	公共工事分野における2段階の判断基準の適用について、今後の検討方針や具体的な検討内容を伺いたい。	公共工事分野における基準の考え方については国土交通省で検討が進められている。技術評価制度への反映も含めて議論が行われているところである。今後も関係省庁と連携しながら情報共有を図りたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
9	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－２	2段階の判断の基準	基準値1の調達割合が高い品目は普及が進んでいると考えられる。そうした品目は基準値2へ移行し、より高い基準値1を新たに設定することも検討すべきではないか。	調達割合を活用した基準の見直しは重要な視点であると考えている。普及状況を確認しながら基準値の在り方について検討を進めたい。今後の見直しの中で反映可能か検討していく。
10	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－２	携帯型充電器	携帯型充電器の基準設定は有意義である。既存の携帯電話・スマートフォンの基準との整合性もあわせて確保すべきである。関連する備考やシェアリングサービスの記載との整理が必要である。	携帯型充電器の基準については既存基準との整合性が重要であると考えている。関連製品との関係も整理しながら検討を進めたい。制度利用者に分かりやすい基準となるよう対応する。
11	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－２	カーボンフットプリント	長期間配慮事項として位置付けられているものについては、将来的な判断基準化も考えられるのではないか。事業者や消費者への認知拡大も重要である。	カーボンフットプリントの取組は重要な課題であると認識している。配慮事項から判断基準への移行についても今後検討が必要である。制度全体の方向性を踏まえながら引き続き検討を進めたい。
12	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－２	リユース等	資源有効利用促進法への対応の検討開始は評価できるが、循環経済行動計画で示されたリサイクル以外の取組もグリーン購入法に取り込むことが重要ではないか。特に、リユースやリマニュファクチャリングなどが実効性のある形で普及していくことを期待する。	循循環経済行動計画を踏まえ、リサイクルだけでなく、製品設計、リユース、リマニュファクチャリングといった循環性向上の観点もグリーン購入法に取り込むことを検討している。資源有効利用促進法の設計認定制度についても、制度の運用開始を見据え、グリーン購入法への反映方法を検討しており、今後検討状況を報告したい。
13	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－２	リユース等	コピー機の基準改定ではリマニュファクチャリングの考え方を取り入れており、使用期間の長期化など資源循環に資する取組についても今後検討していくことが重要である。また、リユースの推進に当たっては、家電リサイクル法や廃棄物処理法、古物営業法など関連制度との整合性にも留意する必要があるのではないか。	－
14	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－２	リユース等	家電製品のリユース品調達に関しては、家電リサイクル法の検討会で策定されたリユース品の販売基準に関するガイドラインも参考にすべきではないか。	家電リユース・リサイクル仕分けガイドラインについては、今後の検討において参考となる可能性があり、その活用について検討したい。
15	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－２	プラスチック製ごみ袋	プラスチック製ごみ袋について、容器包装リサイクル法由来の再生プラスチックの使用状況を確認するためには表示が必要ではないか。	プラスチック製ごみ袋については、再生プラスチックの由来や割合を表示することにより適合性を担保する考えであるが、表示内容の信頼性確保も重要な課題と認識している。
16	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－２	プラスチック製ごみ袋	容器包装リサイクル法由来の再生プラスチックを活用したごみ袋の利用実態や、マテリアルリサイクルの用途としての位置付けを確認したい。	容器包装リサイクル法由来の再生プラスチックを使用したごみ袋は既に存在するものの、現時点では一部での利用にとどまっている。ごみ袋への活用は、再生材利用の拡大や市民への啓発効果の観点からも有望と考えている。
17	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１	CO2由来合成繊維	CO_2由来製品は今後の普及が期待される分野である。事業者が安心して投資できるよう、将来的にどのようなものが評価対象となり得るのか、できるだけ早い段階で方向性が示されることが望ましい。どのようなCO_2由来原料が認められるのか考え方を整理する必要がある。	CCUを活用した製品は脱炭素化に向けて重要な技術分野であると認識している。一方で評価方法や基準設定については整理すべき課題も残されている。今後の技術開発や市場動向を踏まえながら検討を進めていく。
18	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１	CO2由来合成繊維	CCU製品について厳格な基準のみを追求すべきではない。市場形成を促進する観点から、一定の誘導的な基準を設ける考え方もあり得る。技術普及の段階を踏まえた考え方もあってよいのではないか。	CCU製品に関するご意見として承った。市場形成と基準設定のバランスについては重要な論点であると認識している。今後の検討において参考としたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
19	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１、資料２－２	リニューアブルディーゼル	「直接供給を受けることが可能な場合」の意味が分かりにくい。トレーサビリティやマスバランス管理との関係も含めて利用条件や考え方が分かりやすく整理されることが望ましい。	マスバランス方式によるバイオ燃料の利用については、官用車の給油のように供給網が広範なケースでは適用が難しい一方、大口需要家向けに一括供給する場合には、供給元からのトレーサビリティを確保した上でマスバランス方式による供給が可能である。
20	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１	公共工事	グリーンスチール等の需要創出には公共工事分野が重要である。供給側の計画と需要創出のタイミングを合わせることが必要である。需給マッチングや導入時期も含めて考えていくことが重要である。	グリーンスチール等の需要創出については重要な課題であると認識している。公共調達による後押しも含めて関係省庁と議論を進めているところである。引き続き連携しながら対応を検討していく。
21	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１	公共工事	公共工事分野で環境配慮型資材を活用すれば調達量が大きく、品目の普及拡大に大きな役割を果たし得ることから、「先頭にはならない」という姿勢ではなく、率先して導入を進めるべきではないか。これはGXスチールだけでなく、ディーゼルなどの燃料類についても同様である。また、公共工事の価格は資材単体の価格だけで決まるものではないため、コストを独立した理由とせず、コストと環境性能を総合的に評価していただきたい。	ご指摘の趣旨については国土交通省にも共有したい。環境価値をどのように評価へ反映するかは重要な論点である。資料中の表現についても必要に応じて見直しを行う。
22	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定	資料１	安全靴	長寿命化の提案については、製品寿命の延長による環境負荷低減という観点から一定の意義があるように見えるため、採用しない理由が分かりにくい。現行の判断基準が再生材利用等の素材面を中心に評価していることは理解できるが、その考え方が十分伝わらないと提案者が納得しづらい可能性がある。提案内容と現行基準との違いが分かるよう、丁寧な説明が望まれる。	提案内容については事務局として十分確認を行った。一方で不採用理由が十分伝わっていない可能性があると認識している。評価結果の説明方法について工夫を行いたい。